

<記載例>

給与明細書（災害発生月の前3か月のもの及び補償事由発生日におけるもの、必要に応じ災害発生日におけるもの）及び出勤簿（災害発生月の前3か月のもの）の写しを、原本証明の上、添付してください。

平均給与額算定書

2号紙

被災職員の氏名 及び生年月日	○ ○ ○ ○ ○○年○○月○○日生	補償の種類	障害補償年金			
1 平均給与額算定内訳						
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)						
給与期間	○年4月1日から ○年4月30日まで	○年5月1日から ○年5月31日まで	○年6月1日から ○年6月30日まで	計	備考	
総日数	30日	31日	30日	91日	病欠休暇 6月9日 (午前4時間) 6月16日 (午前4時間) なお、上記の 日に時間外勤 務手当 4,344 円が支払われ た。	
勤務した日数	22日	21日	22日	65日		
控除日数	0日	0日	2日	2日		
給 与	給料	278,100円	278,100円	278,100円		834,300円
	扶養手当	27,000円	27,000円	27,000円		81,000円
	地域手当	9,153円	9,153円	9,153円		27,459円
	住居手当	25,500円	25,500円	25,500円		76,500円
	通勤手当	25,350円	25,350円	25,350円		76,050円
	時間外勤務手当	54,300円	49,956円	56,472円		160,728円
	宿日直手当	円	円	円		円
		円	円	円		円
		円	円	円		円
		円	円	円		円
計	419,403円	415,059円	421,575円	1,256,037円		
(A) 法第2条第4項本文による金額		寒冷地手当 〔災害発生の日の属する月の前月の末日以前における 直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当 の額〕				
(給与総額) (総日数) 1,256,037円 ÷ 91		= 13,802円 60銭 (イ) 6,256円 × 5 ÷ 365 = 85円 69銭 (ロ) (イ) + (ロ) = 13,888円 29銭				
(B) 法第2条第4項ただし書による金額						
〔日、時間又は出来高払制によ って定められた給与の総額〕 (勤務した日数)						
160,728円 ÷ 65 × $\frac{60}{100}$ = 1,483円 64銭 (ハ)						
(その他の給与の総額) (総日数) 1,095,309円 ÷ 91 = 12,036円 36銭 (ニ)						
(ロ) + (ハ) + (ニ) = 13,605円 69銭						
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)						
(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)						
$\frac{6,256 \times 5}{365} + 365,103 \div 30$ ] × 2 - = 24,511円 59銭 (ホ)						
(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 4,344円 00銭 (ヘ)						
(ホ) + (ヘ) = 28,855円 59銭 (ト)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)						
$\frac{6,256 \times 5}{365} \times 91$ ] + 1,256,037 - 28,855円 59銭						
(総日数) (控除日数) = 13,876円 17銭 91日 - 2日						
(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算)						
〔日、時間又は出来高払制によって定められた給 与の総額 (控除日に支払われたものを除く)〕 (勤務した日数) (控除日を除く)						
156,384円 ÷ 63 × $\frac{60}{100}$ = 1,489円 37銭 (チ)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与の総額) (ホ)						
$\frac{6,256 \times 5}{365} \times 91$ ] + 1,095,309 - 24,511円 59銭						
(総日数) (控除日数) = 12,119円 05銭 (リ) 91日 - 2日						
(チ) + (リ) = 13,608円 42銭						

該当月の  
給与明細書  
から転記

〔注意事項〕別紙参照。

※補償事由発生日とは、それぞれ次の日をいいます。  
 ①遺族補償、葬祭補償の場合 - 職員が死亡した日  
 ②障害補償の場合 - 負傷又は疾病が治った日（症状固定を含む。）  
 ③休業補償の場合 - 療養のため勤務することができず、給与を受けない日

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数) 円 ÷ = 円 銭		
①災害発生日(令和〇〇年〇〇月〇〇日)における 基本的給与の月額 行政(一) 職給料表 4級 6号給 給料 278,100 円 扶養手当 27,000 円 地域手当 9,153 円 特勤手当又はへき地勤手当 円 計 314,253 円	②補償事由発生日※(令和〇〇年〇〇月〇〇日)における 基本的給与の月額 行政(一) 職給料表 4級 9号給 給料 293,100 円 扶養手当 27,000 円 地域手当 9,603 円 特勤手当又はへき地勤手当 円 計 329,703 円	
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭		
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②) 329,703 円 ÷ 30 = 10,990 円 10 銭		
(G) 規則第3条第4項による金額 災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①) 314,253 円 ÷ 30 = 10,475 円 10 銭 (ヌ) (ヌ)及び(A)(B)(C)(C') (D)(E)のうち最も高い金額 13,888 円 29 銭 (ル) (ル) (総務大臣が定める率) 13,888 円 29 銭 × 0.98 = 13,610 円 52 銭		
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②) 円 ÷ 30 = 円 銭	
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額 災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭 (ヲ) (ヲ)及び(A)(B)(C)(C') (D)(E)のうち最も高い金額 円 銭 (ワ) (ワ) (総務大臣が定める率) 円 銭 × = 円 銭	
	(J) (H)(I)以外の金額 円 銭	
	(K) 規則第3条第7項による金額 円	
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 36 歳 最高限度額 19,703 円 最低限度額 6,920 円 昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
2 平均給与額 13,889 円 (A) による金額		
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 令和〇〇年〇〇月〇〇日 所在地 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 所属部局の名称 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 長の職・氏名 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		